

発行：仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

平成 29 年 2 月 24 日

<http://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatu/tochikukaku/gamohokubu.html>

ご挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。
寒さも少しずつ緩み始め、春の訪れが待ち遠しい時節になりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今回の「区画整理だより」では、市有地の利活用に係る事業者の募集、蒲生北部地区事業所立地促進助成金の新設及び土地区画整理事業に関連する固定資産税等の減免についてお知らせいたします。

お知らせ

◆市有地の利活用に係る事業者の募集について

本地区は、土地区画整理事業により防災集団移転後の土地の整理集約と都市基盤の再整備を進めておりますが、仮換地指定の手続きが概ね完了したことから、本地区への産業集積を図るため、市有地を利活用（譲渡・貸付）する事業者の募集を開始いたしました。

<第1回募集の対象となる市有地>

市有地（計約 34ha）のうち、1ha 以上の大規模区画（計 5 画地、計約 19ha）



市有地 番号	ブロック コード	面積 (予定)
S-1	26B-1L	10,966 m ²
S-2	39B-4L	16,332 m ²
S-3	39B-6L	27,105 m ²
S-4	40B-1L	95,881 m ²
S-5	44B-2L	40,488 m ²

※第1回募集の詳細は、仙台市ホームページ（下記アドレスご参照）に募集要項等を掲載しております。

<http://www.city.sendai.jp/monozukuri/jigyosha/kezai/kigyo/gamoboshu.html>

<事業者募集スケジュール>

平成 29 年 2 月 8 日	募集要項の公表
2 月 13 日～24 日	募集要項に関する質問受付期間
3 月 9 日～15 日	参加表明書提出期間
4 月 10 日～14 日	提案書及び見積書提出期間
5 月中旬	審査結果通知

お問合せ先：経済局企業立地課 電話：022-214-8245

◆蒲生北部地区事業所立地促進助成金の新設について

本市では、本地区における事業所の立地に対する新たな支援制度として「仙台市蒲生北部地区事業所立地促進助成金制度」を新設いたしました。

この制度は、蒲生北部地区内に新たに事業所（事務所・工場・倉庫等）を設置（新設・増設・市内移転）する事業者に対し、新規投資に係る固定資産税等相当額の 100%を助成金として 3 年間交付するものです。本制度は、建物賃借や設備リース等による事業所設置にも対応しています。

この制度をご利用いただくためには、事前協議の上、工事着手の 30 日前までに申請書の提出が必要となります。

詳細については同封の案内をご参照願います。

お問合せ先：経済局企業立地課 電話：022-214-8245

◆土地区画整理事業に関連する固定資産税等の減免について

平成 27 年度の税制改正で、津波課税免除制度が廃止されましたが、本市は独自に平成 27 年度分から蒲生北部地区内の一定の要件に該当する土地・家屋について、固定資産税・都市計画税を減免してきたところです。

この減免につきましては、土地区画整理事業の進捗状況を鑑みて、平成 29 年度より減免対象となる要件の一部見直しを行いましたのでお知らせいたします。

【蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業に関連する減免の要件】
(見直し箇所：下線部分)

平成 29 年 1 月 1 日現在使用されていないものであること (仮換地の指定がなされ、かつ、使用収益の開始が認められているものを除く。)

お問合せ先：財政局資産税企画課 電話 022-214-4442

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課
住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 本庁舎 6 階
TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email:fko002250@city.sendai.jp

